

岩手県告示第426号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始をする旨起業者国土交通大臣から申立てがあった。

平成29年5月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 事業の種類 一般国道45号改築工事（八戸・久慈自動車道・青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠地内から岩手県久慈市夏井町鳥谷第7地割地内まで）並びにこれに伴う県道、町道及び普通河川付替工事
- 2 収用の手続を開始する起業地 岩手県九戸郡洋野町種市第42地割字田ノ端、種市第44地割字伝吉、種市第43地割字笹花、種市第45地割字北ノ沢、種市第11地割字南玉川、種市第10地割字西戸類家、種市第4地割字続石及び種市第3地割字小田沢地内
- 3 使用の手続を開始する起業地 岩手県九戸郡洋野町種市第42地割字田ノ端、種市第44地割字伝吉、種市第43地割字笹花、種市第11地割字南玉川、種市第10地割字西戸類家、種市第4地割字続石及び種市第3地割字小田沢地内
- 4 収用又は使用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 洋野町役場種市庁舎